

災害時における環境安全の調査等に関する協定書

豊橋市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「乙」という。）とは、災害時における環境安全の調査等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中へ漏えい、飛散したことなどにより必要となる環境安全調査業務及び防災井戸等の水質調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある物質、その他甲が必要であると認めるものとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請した後、できる限り速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する試料の採取
- (2) 甲が指定する試料の測定及び分析
- (3) 甲が指定する調査地点周辺状況の記録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（業務の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により要請を受けたときは、乙に所属する会員（以下「会員」という。）に対して、甲が必要とする業務を優先的に実施させるものとする。

2 会員は、業務の実施にあたり、身体に危険が生じると判断した場合は、速やかに当該業務の実施を中止し、乙へ連絡し、乙はその旨を甲へ報告する。

（測定結果の報告）

第6条 前条の業務を実施した会員は、第4条第2号及び第3号に規定する測定等の結果について、速やかに甲へ報告する。

(業務実施報告)

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、速やかに様式第2号により業務実施報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙で協議して決定するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、甲に円滑な協力ができるよう、協力体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成26年2月12日

甲 豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 佐原光一

乙 名古屋市中区金山1丁目2番4号

一般社団法人愛知県環境測定分析協会

代表理事 河野達郎

様式第 1 号

年 月 日

災害時における環境安全の調査等の協力要請書

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事 様

豊橋市長

災害時における環境安全の調査等に関する協定書第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

災害の状況及び協力を要請する事由	
調査地点	
調査内容及び分析項目	
調査期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他参考となる事項	

担 当
電 話
F A X
E-mail

災害時における環境安全の調査等業務実施報告書

豊橋市長 様

一般社団法人愛知県環境測定分析協会
代表理事

災害時における環境安全の調査等に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

調査地点	
調査実施者名 及び調査実績 (分析項目) (検体数)	
調査期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
その他参考 となる事項	
連絡先	